

介護事業所対象

令和7年度

介護員養成研修受講促進事業

介護職員初任者研修

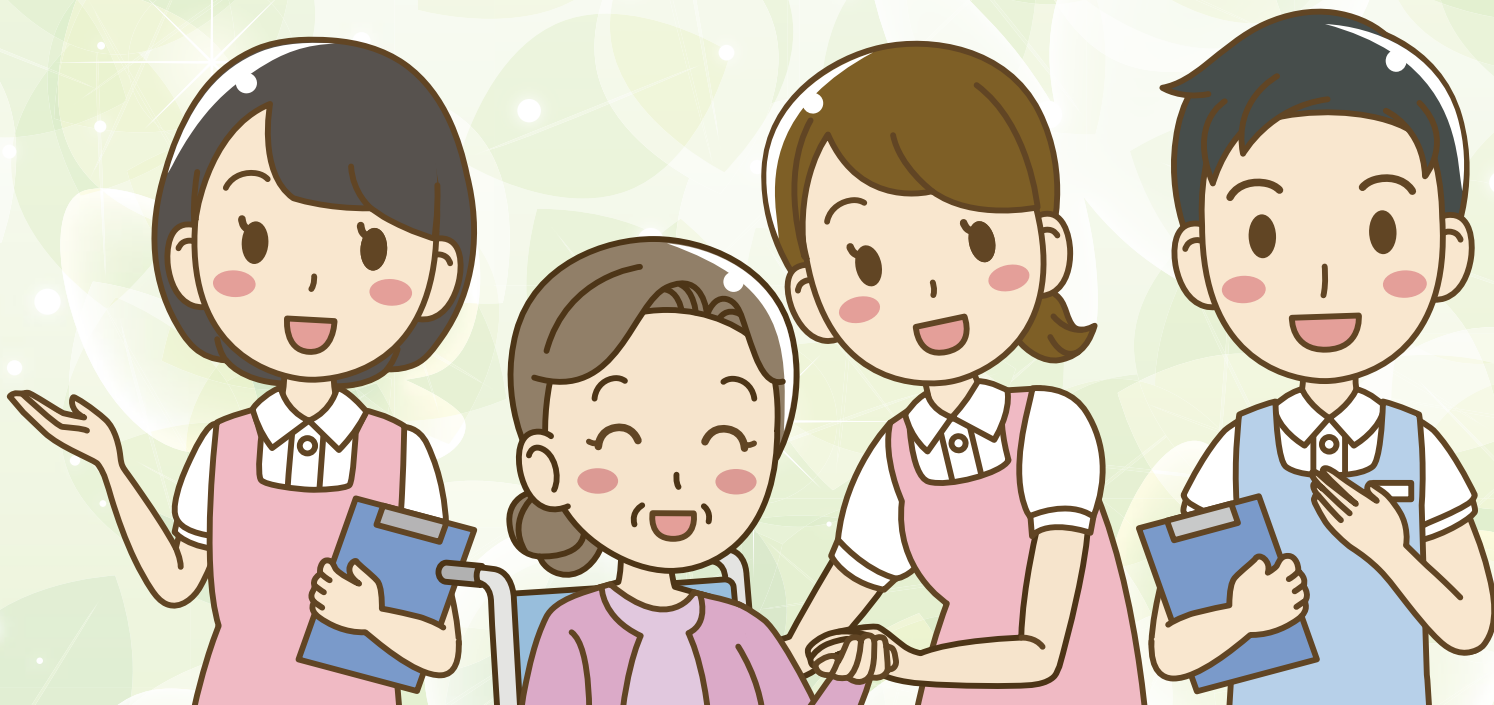
生活援助従事者研修

研修受講費用の一部を助成します！

対象事業所

次の(1)～(3)の全ての要件を満たす介護事業所

- (1)愛媛県内に所在している高齢者介護にかかる介護事業所であること。
- (2)雇用している介護職員の介護員養成研修（介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修）にかかる受講費用を負担していること。
- (3)他の法律又は制度に基づく助成金等の交付を受けていないこと。



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398

Eメール jinzai@ehime-shakyo.or.jp

詳細は裏面をご覧ください



募 集 人 員

100名程度 (先着順: 予算上限に達し次第、終了)

助 成 率

介護事業所が負担する受講費用の3分の2
(100円未満の端数は切り捨て)

助 成 上 限 額

55,000円 (1人あたり)

対 象 研 修

令和7年4月1日～令和8年2月28日までに修了する研修

申 請 方 法

受講開始後、速やかに下記の必要書類を揃え、申請してください。

- (1) 介護員養成研修受講費助成申請書 (様式1)
- (2) 受講費用の領収書 (写)
- (3) 受講している介護員養成研修の開催要項 (写)
- (4) 受講している介護員養成研修のカリキュラム (写)
- (5) 雇用を証明する書類 (雇用契約書等) (写)

申請から送金までの流れ

①
研修開始後
に申請

②
決定通知

③
請求

④
送金

申 請 締 切

令和8年3月2日(月)